

裁 決 書

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和３年２月２日に提起した処分庁による大阪市療育手帳交付規則（平成 23 年大阪市規則第 106 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項に基づく療育手帳の交付決定処分に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和 2 年 6 月 22 日、審査請求人は、大阪市〇区保健福祉センターにおいて、規則第 4 条第 1 項に基づく、療育手帳の新規交付申請を大阪市長（以下「処分庁」という。）宛てに行った。
- 2 令和 2 年 12 月 2 日、処分庁は、知的障がいの程度の判定機関である大阪市こども相談センター心理相談担当（以下「こども相談センター」という。）において、発達検査実施・行動観察及び発育歴と現況の聴取を行い、大阪市療育手帳交付要綱（以下「要綱」という。）等に基づき判定手続きを行った。その結果、審査請求人（判定時〇歳〇か月）については、発達指数は 50 であり、社会生活上又は行動・医療保健面であまり介助を要しない者であったことから、中度の知的障がいと判定した。
当該判定を踏まえ、令和 2 年 12 月 24 日、処分庁は、障がいの程度を B 1 とし、療育手帳の交付（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和 3 年 2 月 2 日、審査請求人は、大阪市長に対し、本件処分を取り消し、障がいの程度を A と認定することを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。
審査請求人の主張の理由の要旨は、以下のとおりである。
握力やハイハイができず、運動能力が低く感じ、睡眠、排便などの日常生活のリズムが整っていない。また、あやした時の反応や表情が薄いことから、療育手帳の交付にかかる決定の不服を申し立てた。B 1 の判定ではなく A の判定を求める。

2 処分庁の主張

処分庁の弁明の趣旨は、本件処分に違法又は不当な点はないことから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

処分庁の弁明の理由の要旨は、以下のとおりである。

今回の療育手帳の新規交付に当たって、こども相談センターにおいて発達検査（新版K式発達検査2001）を実施したところ、（中略）といった結果が得られた。

新版K式発達検査2001において、通過項目の数による得点から、三領域（姿勢・運動領域、認知・適応領域、言語・社会領域）それぞれの得点及び合計得点が算出されたが、数値が低いため実施手引書の付表によって定められている発達年齢を求めることができなかった。発達年齢が得られなかったことで、そこから導かれる発達指数も換算できなかった。

そのため、父母からの聴取と行動観察をもとにKIDS乳幼児発達スケール（タイプA 1か月～11か月）を実施したところ、〇歳〇か月との発達年齢で、発達指数は50であった。かつ、社会生活上又は行動・医療保健面であまり介助・介護を要しない者であったことから、総合的に障がいの程度が中度であるB1と判定された。

なお、新版K式発達検査2001では、各領域の発達年齢、発達指数は、換算不能となったが、仮に三領域（姿勢・運動領域、認知・適応領域、言語・社会領域）の合計得点33点をもとに、あてはまる年齢水準を算定したところ、発達年齢が〇歳〇か月～〇歳〇か月の範囲に該当する。この中で、下限年齢の〇歳〇か月を採用したとしても、発達指数は50となり、大阪市の療育手帳判定基準に照らして、障がいの程度が中度であるB1となる。

処分庁は、これらのことから、審査請求人からの申請について、こども相談センターにおける判定結果に基づき、当該児童における療育手帳の等級についてB1との決定を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法律

知的障害者福祉法第2条第1項は、「国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。」と規定している。

児童福祉法第11条第1項第2号ハは、「児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。」と規定している。

(2) 通達

ア 療育手帳制度は、厚生省通知「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日発 156 号厚生事務次官通知。以下「通達①」という。）により定められた療育手帳制度要綱に沿って自治事務として実施されており、同要綱は、「第 1 目的」として、「この制度は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受けやすくするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする。」と定め、その他、交付対象者、実施主体、手帳の名称及び記載事項、手帳の交付手続等を明らかにしている。

また、療育手帳交付対象者は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいであると判定された者となっており、実施主体は都道府県知事（指定都市にあっては、市長）となっている。

イ 厚生省児童家庭局長が通知①と同日付で「療育手帳制度の実施について」（児発第 725 号。以下「通達②」という。）と題する通知を发出し、「第 1 療育手帳の活用」として、「1 療育手帳のねらいの一つは、知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害者」という）に対して、一貫した指導・相談等が行われるようにすることにあるので、指導・相談等を行う機関に対し、療育手帳の趣旨を十分徹底するとともに、指導・相談等を行った場合は、療育に参考となる事項を手帳に記録するよう指導されたい。あわせて、保護者等に対しても、指導・相談等を受ける場合は、必ず療育手帳を提示するよう指導されたい。

2 知的障害者に対する援助措置として次に例示するようなものがあるが、これらの援助措置を受け易くすることも療育手帳のもう一つのねらいである。これらの援助措置を受ける場合には必ず療育手帳を提示するよう保護者等を指導するとともに、関係機関と十分協議のうえ療育手帳の提示があった時は、療育手帳により資格の確認等を行いすみやかにこれらの援助措置がとられるよう措置されたい。（以下略）」と示し、「第 3 障害の程度の判定」として、「1 障害の程度は、次の基準により重度とその他に区分するものとし、療育手帳の障害の程度の記載欄には、重度の場合は「A」と、その他の場合は「B」と表示するものとする。（1）重度 18 歳未満の者 平成 24 年 8 月 20 日障発 0820 第 3 号（「重度障害児支援加算費について」）の 2 対象となる措置児童等についての（1）又は（2）に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの 18 歳以上の者 昭和 43 年 7 月 3 日児発第 422 号児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」）の 1 の（1）に該当する程度の障害であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの（注）前記通知の解釈にあたっては、知能指数が 50 以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級 2 級又は 3 級に該当するものとする。（2）その他（1）に該当するもの以外の程度のもの 2 障害の程度の区分については、1 に定める区分のほか中度等の他の区分を定める

こともさしつかえないものとする。 3 障害の程度については、交付後も確認する必要があるので、その必要な次の判定年月を指定するものとする。なお、次の障害の程度の確認の時期は、原則として2年後とするが、障害の状況からみて、2年を超える期間ののち確認を行ってさしつかえないと認められる場合は、その時期を指定してもさしつかえないものとする。」と示している。その他、交付手続等の制度内容の詳細を示している。

(3) 規則及び要綱

大阪市においては、療育手帳事務の実施に当たり、規則及び要綱を制定しており、規則第6条及び要綱第3条別表（以下「要綱別表」という。）において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号ハの判定の基準が規定されている。

規則第2条で手帳の交付対象者及び判定機関が、同第7条で手帳の交付に関する事項が、同第8条で手帳の更新に関する事項がそれぞれ規定されている。

要綱別表に定められている判定の基準は、「標準化された知能検査で測定された指数」及び「社会生活上又は行動・医療保健面で介助・介護を要する程度」の観点から定められている。

(4) 内規

内規として、療育手帳判定ガイドライン（18歳未満）（以下「ガイドライン」という。）がある。

ガイドラインについては、審査基準（行政手続法第5条）である要綱別表の内容についてさらに具体化したものである。

ガイドラインには、以下のような記述が認められる。

「1 療育手帳の判定」については、「1-1 知的機能の障がいの程度」として、「原則として標準化された知能検査により測定された知能指数または発達検査により測定された発達指数に基づいて評価する。」とされている。

（以下略）

(5) 裁判例

療育手帳の認定に係る処分性の判断の中で、東京高裁平成13年（行コ）第49号同年6月26日判決・裁判所ウェブサイト（以下「東京高判」という。）は、「知的障害者に対して、その障害の程度に応じた合理的な援助措置を講じるためには、知的障害者の認定手続制度の存在は不可欠であるというべきであること、身体障害者、精神障害者については、いずれも法律に手帳制度が規定されているが、知的障害者の場合には、これを不要とする合理的な理由がないことに鑑みても、知的障害者福祉法は、知的障害者の認定手続の創設を行政機関に委ねたものと解すべき」として、療育手帳制度要綱に基づく療育手帳制度について、「知的障害者福祉法が予定している知的障害者の認定制度である」と判示している。また、療育手帳制度要綱において、療育手帳制度は、「知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対す

る各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児（者）に療育手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資することを目的とする」とされているところ、東京高判は、療育手帳の交付について、「一旦療育手帳の交付を受ければ、個々の援助措置ごとに知的障害者である旨の認定を受ける必要がなく、知的障害者福祉法に基づく知的障害者としての地位、障害の程度が公証されるとともに、障害の程度に応じた統一的な援助措置を受けることができるという地位を付与されるもので、その意味で、療育手帳の交付は、諸々の福祉措置を知的障害者に付与するために必要な一連の手続のいわば要というべきものである」と判示している。

2 判定基準について

療育手帳制度については、規則に基づいて実施しており、18歳未満の対象者については、規則第2条第1項において、居住区を管轄することも相談センターを判定機関としている。判定基準については、規則第6条第1項において「市長が別に定める基準」によると定められ、障がいの程度に応じて、重度である場合がA、中度である場合がB1、軽度である場合がB2と判定される。なお、「市長が別に定める基準」は、要綱別表において定められている。

障がいの程度が中度であるB1の判定基準は、「知能の障がいの程度が中度（標準化された知能検査で測定された指数が概ね36以上50以下に該当）であって、社会生活上又は行動・医療保健面であまり介助・介護を要しない者。若しくは、知能の障がいの程度が軽度（標準化された知能検査で測定された指数が概ね51以上75以下に該当）であって、社会生活上又は行動・医療保健面において、かなりの介助・介護を要する者。」とされている。また、障がいの程度が重度であるAの判定基準は、「重度障害児支援加算費について（平成24年8月20日障発第0820第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）2（1）又は（2）に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度の者。若しくは、知能の障がいの程度が中度（標準化された知能検査で測定された指数が概ね36以上50以下に該当）であって、社会生活上又は行動・医療保健面において、かなりの介助・介護を要する者。」と定められ、2（1）は「知能指数がおおむね35以下の児童であって、次のいずれかに該当するもの。ア食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であること。イ頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とするものであること。」、（2）は「盲児（強度の弱視を含む。以下同じ。）若しくはろうあ児（強度の難聴を含む。以下同じ。）又は肢体不自由児であって、知能指数がおおむね50以下と判定されたもの。」とされている。

3 今回の判定について

今回の療育手帳の新規交付に当たっては、発達検査（新版K式発達検査2001）を実施し、認知・適応領域で、（中略）といった結果が得られた。

新版K式発達検査2001において、通過項目の数による得点から、三領域

(姿勢・運動領域、認知・適応領域、言語・社会領域)それぞれの得点及び合計得点が算出されたが、数値が低いため実施手引書の付表によって定められている発達年齢を求めることができなかった。発達年齢が得られなかったことで、そこから導かれる発達指数も換算できなかった。

そのため、父母からの聴取と行動観察をもとにKIDS乳幼児発達スケール(タイプA 1か月～11か月)を実施した。○歳○か月との発達年齢で、発達指数は50であった。かつ、社会生活上又は行動・医療保健面であまり介助・介護を要しない者であったことから、総合的に障がいの程度が中度であるB1と判定した。

(1) 発達検査について

令和2年12月2日にこども相談センターにおいて実施した新版K式発達検査2001は、相談機関や医療機関で児童の知的能力のアセスメントに用いられる代表的な検査方法であり、近隣府市児童相談所での療育手帳判定を含め一般的に用いられる発達検査である。標準化された発達検査は、標準化された知能検査と同等に知能の程度を測定するものと考えられており、発達検査の中でも、新版K式発達検査2001は0歳から成人までと適用範囲が広い。この汎用性の高い発達検査を用いることで、公平かつ一貫した適正な評価ができると考えられることから、こども相談センターでの療育手帳判定では、新版K式発達検査2001が用いられる。

また、同日に実施したKIDS乳幼児発達スケールは、多くの乳幼児発達検査や行動観察の中から厳選された項目をもとに標準化され、生活全体から評価ができる特長を持ち、発達年齢や発達指数がわかることから、近隣府市児童相談所において、広く用いられている。こども相談センターでは、新版K式発達検査2001が様々な事情で実施不可の際に、身近な養育者からの聴取をもとに実施され、行動観察とともに総合的な判定の一助として実施、活用されている。

今回、新版K式発達検査2001及びKIDS乳幼児発達スケールはそれぞれの検査内容と検査技法に則り適切に実施された。

(2) 行動観察

母に抱っこされて来所。児童心理司が目の前に来ると、じっと見つめてくる。物に対しても注視や追視が認められるが、多少ぼんやりとした表情で、反応が乏しいことが時々ある。鐘の音に対してあまり反応せず、提示された物をつかむ仕草もほとんどない。発声や表情の変化といった感情表現もあまり見受けられなかった。

(3) 社会生活上又は行動・医療保健面で「あまり介助・介護を要しない者」とする判定について

自閉症スペクトラム障がい等、他の精神障がいの診断を併せ持っているかどうかに関わらず、知的障がいに加え、(中略)場合に「社会生活上又は行動・医療保健面において、かなり介助・介護を要する者」と判定される。

また、知的障がいの水準を超える行動上の問題、対人関係に関する問題、

その他情緒面の問題がみられるが、概ね日常的な支援によって対応できる状態の場合には「社会生活上又は行動・医療保健面において、あまり介助・介護を要しない者」と判定される。

今回の判定における聴取から、社会生活上の介助としての身辺自立においては（中略）と評価している。

父母からの令和2年12月2日の聴取内容及び令和3年2月2日に受理した審査請求書では、「握力やハイハイができず、運動能力が低く感じ、睡眠、排便などの日常生活のリズムが整っていない。また、あやした時の反応や表情が薄い。」とある。

審査請求の内容からは、身体運動面における発達の未熟さに加え、生活リズムの不安定さ、対人反応の弱さが窺える。身体運動面は、KIDS乳幼児発達スケールタイプAにて〇歳〇か月の発達年齢を算出しており、これは総合発達年齢とも一致し、知能の障がいの程度が中度と判定できる。生活リズムの不安定さは、監護を要する状態であると言えるが、生活年齢〇歳〇か月の児童は、常時大人の監護を要する時期であり、発達のまだ一日の体内リズムが確立しにくいいため、生活リズムが変動することは一般的に珍しいことではない。さらに、上述のような特筆すべき問題行動が認められるわけでもないことから、通常の養育による対応の範囲内であると考えられる。反応や表情の薄さについては、対人関係に関する問題に関係するが、これも日常的な支援によって対応可能と判断でき、「社会生活上又は行動・医療保健面であまり介助・介護を要しない者」にあてはまる。

4 審査請求の理由についての弁明

「握力やハイハイができず、運動能力が低く感じ、」について、新版K式発達検査 2001 の検査項目では、積木の「掌把握」、腹臥位の「四つ這い」に相当するが、審査請求の内容のとおり、いずれも不通過として評定されている。ただ、ガラガラなど対象の形状によっては、保持して振り鳴らすことは行動観察で認められ、新版K式発達検査 2001、KIDS乳幼児発達スケールともに当該の項目について正しく評定されている。運動能力の低さに関しては、3、(3) とおり、0歳3か月の発達年齢である。「睡眠、排便など日常生活のリズムが整っていない。」も、3、(3) の記述のとおりと考える。「あやした時の反応や、表情が薄い。」は、新版K式発達検査 2001 での対人反応として、自発的な「微笑みかけ」を不通過にし、KIDS乳幼児発達スケールでは、対成人社会性領域で、「あやされると声を出して笑う」、「周りに人がいないとぐずる」を不通過にし、関わりに対する反応の弱さや希薄さを評定している。審査請求の内容のこれらの状況をふまえつつ、KIDS乳幼児発達スケールは、総合発達年齢として〇歳〇か月を算出する。なお、新版K式発達検査 2001 では、各領域の発達年齢、発達指数は、換算不能となったが、仮に三領域の合計得点 33 点をもとに、あてはまる年齢水準を算定したところ、発達年齢が〇歳〇か月～〇歳〇か月の範囲に該当する。この中で、下限年齢の〇歳〇か月を採用したとしても、発達指数は 50 となり、大阪市の療育手帳判定基準に照らして、障がいの程度が中度である B 1 となる。

5 争点

審査請求人及び処分庁の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は次のとおりである。なお、「1 審査請求人の主張」の「審査請求の趣旨」としては、記載がないところであるが、審査請求人は、本件処分の取消しとともに、「障がいの程度をAとする裁決を求めるものである」。

(1) 要綱及びガイドラインの合理性（争点1）

(2) 上記要綱及びガイドラインに従いB1とした判断に違法又は不当な点があるか否か（争点2）

6 争点1に対する判断

まず、前提として、療育手帳制度は、1、(1)及び1、(3)のとおり、知的障がい者に対する援助等必要な保護の実施を行うことを求める知的障害者福祉法第2条第1項の趣旨に基づき、通達①により定められた療育手帳制度要綱に沿って自治事務として実施されている制度であり、実施するか否かや実施内容については、各自治体の裁量に委ねられていると言える。

よって、処分庁には、当該自治体における療育手帳制度をどのような制度とするかについて広範な裁量が認められるのであり、要綱やガイドラインが、知的障害者福祉法の趣旨に反していたり（例えば、知的障がいとまったく関係のない事実を主たる考慮要素としているような場合に趣旨に反すると言える。）、これらが規則に反していたりした場合に不合理なものとなると解される。

(1) 要綱について

規則第2条では、「対象者」として、「知的障害があると判定されたもの」とされており、規則第6条第2項では、「障害の程度が重度である場合A」、「障害の程度が中度である場合B1」、「障害の程度が軽度である場合B2」とされている。

要綱別表は、規則の「障がいの程度」を「知能の障がいの程度」と「介助・介護の必要度」から判定すると定めるもので、その内容は、通達②の「第3 障害の程度の判定」に準拠したものであり、知的障害者福祉法の趣旨や規則に反するものとは言えない。

その他、要綱について、知的障害者福祉法の趣旨や規則に反するようなところはない。

(2) ガイドラインについて

ガイドラインは、こども相談センターが、要綱別表に基づき判定を行うための審査基準である（要綱第3条第3項）。

ガイドラインでは、「1-1 知的機能の障がいの程度」において、「原則として標準化された知能検査により測定された知能指数または発達検査により測定された発達指数に基づいて評価する。」とされている。

この点、要綱別表においては、「標準化された知能検査で測定された指数」とあるのに対し、ガイドラインでは、「または発達検査により測定された発達指数」が追加されており、一見すると、上記(1)により合理性が肯定されるところの要綱と齟齬があるようにも見える。

しかしながら、発達検査は知能検査から派生したものであり、援助措置

を受けやすくするために、知能検査よりも幅広い検査ができるものであることから、知能検査を行うことが困難な乳幼児には、発達検査が使用されている。この発達検査においては、ビネー式知能検査で知能指数を算出する計算式と同じ考え方が用いられていることから、知能検査と発達検査は同等のものと考えられる。

よって、上記の要綱との齟齬は、ガイドラインの合理性を否定する根拠となるとまでは言えない。

また、ガイドラインでは、介助・介護の必要度の判定方法について具体的に記載されており、(中略)との認定が要件である。

この要件については、未だ一般的に歩くことも難しい0歳児については、ほとんど全部の項目が非該当となると考えられ、(中略)体格や筋力・動作等の運動機能の発達上起こりえないといえる。(以下略)

よって、認定判断の一貫性・公平性の観点からは、一律の基準で判定を行うことが知的障害者福祉法の趣旨に反し著しく不合理とまでは言えない。

その他、ガイドラインについて、知的障害者福祉法の趣旨や規則に反するようなどころはない。

7 争点2に対する判断について

まず、前提として、18歳未満の者に係る療育手帳の等級については、(ア)知的機能の障がいの程度、(イ)介助・介護の必要度及び(ウ)身体障がい者手帳の等級から判定されていることが認められ、上記6で検討したとおり、その点に不合理な点はない。

(1) 知的機能の障がいの程度について

ア 判定方法について

本件では、審査請求人に対しこども相談センターにおいて新版K式発達検査 2001 を用いた発達検査が実施され、上記3及び4のとおり、換算不能となったとのことであるが、この点について検査方法を誤った等の事実は認められない。

次に、KIDS乳幼児発達スケールを用いた発達検査が実施されたとのことであるが、処分庁によると「KIDS乳幼児発達スケールは、新版K式発達検査に代わるものとして用いているわけではなく、参考を実施しているものに過ぎないので、新版K式発達検査の代わりにそのまま用いることができるものではない。」とのことであった。

KIDS乳幼児発達スケールの結果を参考資料として判定を行う場合の判定方法については、新版K式発達検査が実施不能であった場合、こどもの行動観察と生活状況の聴取を行いつつ、KIDSを用いてその結果を参考資料として判定を行っており、そのような判定方法(以下「本件判定方法」という。)を記したマニュアル等は存在しない。

そこで、果たして、本件判定方法により判定を行ったことが適切かという点が問題となるが、本件審査請求人の月齢である生後6か月の段階において、確実に判定が可能となるような知能検査等は存在せず、仮に、換算不能となり要綱別表のいずれにも該当しないとして療育手

帳を不交付とすれば、知的障害者の福祉の増進という制度趣旨に反し、申請者にとってはかえって不利益としかならないことから、処分庁が要綱やガイドラインに記載のない本件判定方法を採用したこと自体は不合理とは言えない。

次に、本件判定方法の客観性、及び、それによって発達年齢を0歳3か月、知的機能の障がいの程度「中度」と判定したことの適否が問題となる。

イ 本件判定方法の客観性について

要綱及びガイドラインにない判定方法を採用すること自体に問題はないとしても、当該判定方法の客観性が担保されていない場合には、「知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行う」（通達①）ことを目的とする療育手帳制度にあっては、不適切な運用と言える。

そこで、本件判定方法が客観的なものであるか否かについて、以下検討する。

この点について、処分庁によると「乳幼児の発達については、判定方法について、明文化されたものはないが、各育児書や専門書にあるように、乳幼児は順を追って発達していくということを各児童心理司は把握しており、これに基づいて行動観察している。月齢・年齢に応じてできるようになることと、実際とのズレを把握し、当該児童の発達が何歳（か月）相当になるのかということを確認している。」とのことであり、実際に行動観察を行い一般的な発達段階の特徴との比較により判断する方法は、発達検査や知能検査が適用できない状況では、一定の合理性を有すると言える。

また、判定に係る研修を受けた児童心理司が行動観察を行っているとのことであり、さらに、「〇歳〇か月程度と考えられ、これにズレがないかなどを判定会議にかけて、決定した」とのことであるから、慎重な手続きによって判定が行われていることが認められる。

よって、本件判定方法については、一定の客観性が担保されていると言える。

ウ 本件判定の適否について

次に、本件判定方法に従ってなされた発達年齢を〇歳〇か月とした判定の適否が問題となる。処分庁によれば、その方法は、「こどもの行動観察と生活状況の聴取を行いつつ、KIDSを用いてその結果を参考資料として判定を行っている。」とのことであるから、以下、検討する。

行動観察については、処分庁によれば、そもそも「KIDSやK式の発達検査の項目自体が行動観察によって評価できるような項目になっている。」とのことである。さらには、検査者が検査中に検査対象者を観察した結果をもとにして判断を行っている。

そして、検査時の審査請求人の様子は、「検査者が目の前に来ると検査者をじっと見る様子はみられる。物への注視や追視もみられるが、ややぼんやりした表情で反応が薄い時もある。鐘を耳元で鳴らすと、

ビクッと瞬きをする様子が1度だけみられたが、それ以外は音への反応が乏しい印象をうける。物を提示しても自発的に把握する様子はほとんどない。握らせると、ガラガラは掴むことは可能だが、積木は1秒程度ですぐ落としていた。発声はほとんどなく、検査者を見てにっこりと笑ったり、ぐずり出すような声を上げるなどの感情表現もあまり見受けられなかった。」とのことであった。

また、生活状況については、現況聴取票によれば、(中略)とされている。

これらの事実については、KIDS乳幼児発達スケールや現況聴取票は母親への聴き取りをもとに検査者が記載したものであり、行動観察記録についても当日の検査対象者の様子を記録したものであることから、事実誤認は考え難く、また、審査請求人の主張と矛盾するところもない。

そして、〇歳〇か月程度の発達年齢であるという点については、大阪市こども青少年局「にこにこ～赤ちゃんのために～ 3か月児～18か月児」(令和4年4月発行版)によれば、「からだと心の発達」例として、(以下略)

また、新版K式発達検査2001の結果からも、(中略)が認められることから、発達年齢〇歳〇か月との判断と矛盾するところはない。

さらに、参考として行われたKIDS乳幼児発達スケールについても、上記3のとおり、発達年齢〇歳〇か月とのことである。

よって、本件判定方法に則り検査を行った結果、審査請求人の発達年齢を〇歳〇か月と判定したことは、適切であると言える。

エ 知的機能の障がいの程度「中度」との判定について

そうすると、発達指数は、

発達年齢÷生活年齢×100

で算出され、本件審査請求人の発達年齢〇歳〇か月、判定時の生活年齢〇歳〇か月を代入すると、

$$\bigcirc \div \bigcirc \times 100 = 50$$

となることから、知能の障がいの程度は、「知能または発達指数36以上50以下」に該当する。

よって、知的機能の障がいの程度「中度」と判定したことは、適切であると言える。

(2) 介助・介護の必要度について

介助・介護の必要度は、上記1記載のとおり、「行動面」と「医療・保健面」の両者の観点から判定されるものであり、審査請求人は〇と判定されているところである。

そこで、まず、行動面から検討すると、(中略)必要がある。

本件審査請求人は、判定時点で月齢〇か月であり、「知的障がいの水準」、つまり、発達年齢〇歳〇か月程度に照らして、問題と認められるような行動、対人関係、情緒面の問題は、記録上認められない。また、(中略)についても、いずれも記録上認められない。

なお、審査請求人は、(以下略)。

次に、医療・保健面であるが、審査請求人に(中略)があることは記録上認められず、また、(中略)とも記録上認められない。

以上より、処分庁が総合して、介助・介護の必要度を○と判定したことは、適切であると言える。

(3) (略)

(4) 障がいの程度

上記(1)、(2)及び(3)を踏まえると、審査請求人の「障がいの程度」は、(中略)に該当することとなる。

8 小括

以上より、処分庁が審査請求人にB1の療育手帳を交付したことについて、違法又は不当な点は認められない。

9 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書(補正書)において、「①握力やハイハイなど、運動能力が低く感じる。②食事、睡眠、排便など日常生活のリズムが整っていない。③授乳後、離乳食後は、必ず吐き戻す。また、④あやした時の反応が薄く、泣き方も弱い。」(丸数字審査会追記)と主張するが、①、④については、KIDS乳幼児発達スケールにおいて適切に反映されていることが見受けられ(ハイハイができるは不通過)、②、③については、介助・介護の必要度に関係するが、介助・介護の必要度の○以上には当たらないという上記の結論を左右するものではない。

10 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

11 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

12 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年3月29日

審査庁 大阪市長 松井 一郎